

下水道管路内作業における酸素欠乏防止対策 の徹底について要請

福島労働局（局長 岡田 直樹）は、令和8年5月19日、点検作業のため福島市内の下水道管路内で作業をしていた労働者2名が酸素欠乏症の疑いにより死亡する重大な災害が発生したことを踏まえ、同種災害の再発防止、とりわけ、酸素欠乏症等に関する防止対策の徹底について呼びかけるため、発注者である自治体及び建設関係の事業者団体に対し別紙のとおり文書による要請を行いました。

要請文においては、空気中の酸素の濃度が18パーセント未満である場所において労働者を従事させる際に事業者が講ずるべき事項について規定した酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）の内容に基づき、下水管路内作業時における酸素濃度の測定・換気の実施・作業主任者の選任・安全教育の実施など基本的な安全対策の実施を呼びかけています。

酸素欠乏症による労働災害は死亡に至る危険性が高い災害であるため、福島労働局及び各労働基準監督署では、あらゆる機会を捉えて酸素欠乏症対策の周知徹底を図ってまいります。

（参考）近年発生した酸素欠乏症の事例

番号	業種	被災者数 (人)		発生状況
		死亡	休業	
1	建設業	2	0	トイレの詰まりを直す作業を行っている際に、トイレの配水管がある地下ピットにつながるマンホールの蓋を開けたところ、地下ピット内の酸素欠乏空気に暴露したことで死亡したものの。
2	その他の製造業	0	1	マンホールの腐食検査作業において、硫化水素連続測定器をマンホールの底に設置するためにマンホールに入ったところ、気分が悪くなり、マンホール内に墜落したものの。
3	清掃業	1	0	下水道の配管清掃作業を行っていた際、高圧洗浄した配管から汚水が流れ出したため、地上に戻ろうとはしご階段を上っている途中で意識を失い、地下に落下したものの。

福島労発基 0609 第 2 号
令和 8 年 6 月 9 日

福島県土木部長 殿

福島労働局長
(公印省略)

下水道管路等作業における酸素欠乏症の防止対策の徹底について

日頃より、労働行政の推進について、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

下水道管路等作業における酸素欠乏症防止対策については、酸素欠乏症等防止規則(昭和47年労働省令第42号。以下、「酸欠則」という。)に基づいた対策の徹底をお願いしているところですが、令和8年5月19日、点検作業のため福島市内の下水道管内で作業をしていた労働者2名が酸素欠乏症の疑いにより死亡する重大な災害が発生しました。

過去に発生した酸素欠乏症による労働災害の内容を見ると、作業場所の酸素濃度の測定や酸素濃度を適切に保つための換気など、酸素欠乏のおそれがある作業に対する基本的な対策が実施されていないことに起因するものが多数見受けられるため、基本的な安全対策を徹底することが重要です。

つきましては、過去の酸素欠乏災害の発生状況も踏まえ、同様の作業を行う場合は、改めて、下記の酸素欠乏症等防止規則に定められた事項等に留意し、作業者の安全を確保するよう、委託事業者への周知及び指導など適切な措置を実施していただくようお願いいたします。

なお、本件については県内各市町村の該当部署にもご周知いただくようお願いいたします。

記

1 酸素欠乏危険場所における措置

(1) 適正な作業計画の策定

事前に得られた情報に基づき、酸素欠乏症防止について十分考慮された作業計画をあらかじめ作成し、当該作業計画に従って行うよう徹底を図ること。

(2) 適切な酸素濃度の測定及び継続的な換気の実施等

酸素欠乏危険作業を行う必要がある場合は、次の措置を実施すること。

ア 測定器具の保守及び定期的な点検を実施した上で適切に酸素濃度を測定すること。

イ 測定の結果酸素濃度が18%以上に保たれていることを確認した場合であっても、作業中も継続的に換気を行うことにより当該濃度の値を保つこと。

- ウ 作業の性質上十分に換気を行うことが困難な場合は、作業者に空気呼吸器等（空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク）を着用させること。
また、酸素欠乏となって墜落するおそれのあるときは、要求性能墜落制止用器具を着用させること。

（３）作業主任者の選任

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから酸素欠乏危険作業主任者を選任し、適正な作業方法の決定、作業者の指揮、酸素濃度の測定、測定用具、換気装置、空気呼吸器等の器具・設備の点検、空気呼吸器等の使用状況の監視等の業務を確実に実施させること。

（４）非常の場合に対応するための措置の実施

監視人の配置等異常な事態を早期に把握し、関係者に通報できる措置を講ずること。併せて、空気呼吸器等、はしご、繊維ロープ等非常の場合に労働者を避難させ、又は救出するための必要な用具を備え付けること。

（５）特別の教育の実施

労働者を作業に従事させる前に、酸素欠乏の発生原因、酸素欠乏症の症状、空気呼吸器等の使用方法、事故の場合の退避及び救急その他の方法等についての特別教育を実施すること。

（６）施設の清掃、補修等の非定常作業に係る発注者の措置

酸素欠乏危険場所を有する施設の補修等の発注者は、請負人に対し、当該酸素欠乏危険場所に係る注意事項について教示するとともに、酸素欠乏症等の防止に係る措置を講じることを発注条件として明示すること。

2 二次災害の防止のための措置

酸素欠乏危険場所その他の酸素欠乏症のおそれのある場所において作業を行う場合は、酸素欠乏症に被災した者を救出する際の二次災害を防止するため、次の措置を講じること。

（１）空気呼吸器等の備付け

酸素欠乏症にかかった労働者を酸素欠乏の場所において救出するに当たって、空気呼吸器等を使用しなかったために、二次災害が発生する場合が極めて多いので、酸素欠乏症等のおそれのある場所には空気呼吸器等を備え付けることにより、当該救出作業に従事する労働者に直ちに空気呼吸器等を使用させることができるようにすること。

（２）安全衛生教育等の実施

酸素欠乏症のおそれのある場所に近接した場所で別の作業を行っている者が、当該救出作業を行った際に酸素欠乏等に被災する例も多いことから、それらの者に

対しても、酸素欠乏症の危険性、空気呼吸器等の使用方法等について安全衛生教育を行うとともに、救出に関する訓練を実施することが望ましいこと。

(参考) 近年発生した酸素欠乏症の事例

番号	業種	被災者数(人)		発生状況
		死亡	休業	
1	建設業	2	0	トイレの詰まりを直す作業を行っている際に、トイレの配水管がある地下ピットにつながるマンホールの蓋を開けたところ、地下ピット内の酸素欠乏空気に暴露したことで死亡したものの。
2	その他の製造業	0	1	マンホールの腐食検査作業において、硫化水素連続測定器をマンホールの底に設置するためにマンホールに入ったところ、気分が悪くなり、マンホール内に墜落したものの。
3	清掃業	1	0	下水道の配管清掃作業を行っていた際、高圧洗浄した配管から汚水が流れ出したため、地上に戻ろうとはしご階段を上っている途中で意識を失い、地下に落下したものの。

関係団体の長 殿

福島労働局長
(公印省略)

下水道管路等作業における酸素欠乏症の防止対策の徹底について

日頃より、労働行政の推進について、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

下水道管路等作業における酸素欠乏症防止対策については、酸素欠乏症等防止規則(昭和47年労働省令第42号。以下、「酸欠則」という。)に基づいた対策の徹底をお願いしているところですが、令和8年5月19日、点検作業のため福島市内の下水道管内で作業をしていた労働者2名が酸素欠乏症の疑いにより死亡する重大な災害が発生しました。

過去に発生した酸素欠乏症による労働災害の内容を見ると、作業場所の酸素濃度の測定や酸素濃度を適切に保つための換気など、酸素欠乏のおそれがある作業に対する基本的な対策が実施されていないことに起因するものが多数見受けられるため、基本的な安全対策を徹底することが重要です。

つきましては、過去の酸素欠乏災害の発生状況も踏まえ、同様の作業を行う場合は、改めて、下記の酸素欠乏症等防止規則に定められた事項等に留意し、作業者の安全を確保するよう傘下の会員等への周知をお願いいたします。

記

1 酸素欠乏危険場所における措置

(1) 適正な作業計画の策定

事前に得られた情報に基づき、酸素欠乏症防止について十分考慮された作業計画をあらかじめ作成し、当該作業計画に従って行うよう徹底を図ること。

(2) 適切な酸素濃度の測定及び継続的な換気の実施等

酸素欠乏危険作業を行う必要がある場合は、次の措置を実施すること。

ア 測定器具の保守及び定期的な点検を実施した上で適切に酸素濃度を測定すること。

イ 測定の結果酸素濃度が18%以上に保たれていることを確認した場合であっても、作業中も継続的に換気を行うことにより当該濃度の値を保つこと。

ウ 作業の性質上十分に換気を行うことが困難な場合は、作業者に空気呼吸器等(空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク)を着用させること。

また、酸素欠乏となって墜落するおそれのあるときは、要求性能墜落制止

用器具を着用させること。

(3) 作業主任者の選任

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから酸素欠乏危険作業主任者を選任し、適正な作業方法の決定、作業者の指揮、酸素濃度の測定、測定用具、換気装置、空気呼吸器等の器具・設備の点検、空気呼吸器等の使用状況の監視等の業務を確実に実施させること。

(4) 非常の場合に対応するための措置の実施

監視人の配置等異常な事態を早期に把握し、関係者に通報できる措置を講ずること。併せて、空気呼吸器等、はしご、繊維ロープ等非常の場合に労働者を避難させ、又は救出するための必要な用具を備え付けること。

(5) 特別の教育の実施

労働者を作業に従事させる前に、酸素欠乏の発生原因、酸素欠乏症の症状、空気呼吸器等の使用方法、事故の場合の退避及び救急その他の方法等についての特別教育を実施すること。

(6) 施設の清掃、補修等の非定常作業に係る発注者の措置

酸素欠乏危険場所を有する施設の補修等の発注者は、請負人に対し、当該酸素欠乏危険場所に係る注意事項について教示するとともに、酸素欠乏症等の防止に係る措置を講じることを発注条件として明示すること。

2 二次災害の防止のための措置

酸素欠乏危険場所その他の酸素欠乏症のおそれのある場所において作業を行う場合は、酸素欠乏症に被災した者を救出する際の二次災害を防止するため、次の措置を講じること。

(1) 空気呼吸器等の備付け

酸素欠乏症にかかった労働者を酸素欠乏場所において救出するに当たって、空気呼吸器等を使用しなかったために、二次災害が発生する場合は極めて多いので、酸素欠乏症のおそれのある場所には空気呼吸器等を備え付けることにより、当該救出作業に従事する労働者に直ちに空気呼吸器等を使用させることができるようにすること。

(2) 安全衛生教育等の実施

酸素欠乏症のおそれのある場所に近接した場所で別の作業を行っている者が、当該救出作業を行った際に酸素欠乏症に被災する例も多いことから、それらの者に対しても、酸素欠乏症の危険性、空気呼吸器等の使用方法等について安全衛生教育を行うとともに、救出に関する訓練を実施することが望ましいこと。

(参考) 近年発生した酸素欠乏症の事例

番号	業種	被災者数(人)		発生状況
		死亡	休業	
1	建設業	2	0	トイレの詰まりを直す作業を行っている際に、トイレの配水管がある地下ピットにつながるマンホールの蓋を開けたところ、地下ピット内の酸素欠乏空気に暴露したことで死亡したものの。
2	その他の製造業	0	1	マンホールの腐食検査作業において、硫化水素連続測定器をマンホールの底に設置するためにマンホールに入ったところ、気分が悪くなり、マンホール内に墜落したものの。
3	清掃業	1	0	下水道の配管清掃作業を行っていた際、高圧洗浄した配管から汚水が流れ出したため、地上に戻ろうとはしご階段を上っている途中で意識を失い、地下に落下したものの。